

令和3年9月15日

基礎的電気通信役務支援機関

TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）制度に係る

① 令和4年度の番号単価の算定

② 交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法についての総務大臣への認可申請

について

一般社団法人電気通信事業者協会(会長 高橋 誠)は、ユニバーサルサービス制度に係る令和4年度の番号単価について9月14日開催の支援業務諮問委員会(委員長 菅谷 実 慶應義塾大学名誉教授)の答申を受け、下記1のとおり算定したのでお知らせいたします。

併せて、同諮問委員会の答申を受け、電気通信事業法第109条第1項に基づき令和4年度における交付金の額及び交付方法についての認可申請を、また、同法第110条第2項に基づき負担金の額及び徴収方法についての認可申請をそれぞれ、総務大臣へ行いました。この認可申請の概要は、下記2及び3のとおりです。

記

1 番号単価について

令和4年1月以降の電話番号数に基づき負担する番号単価を次のとおり算定しました(算定の方法等は、[別紙1](#)のとおりです)。

1 電話番号当り 2円/月 (NTT東日本・西日本の合算番号単価)

(内訳)

NTT東日本に係る番号単価 : 1電話番号当り 1.18215946円/月

NTT西日本に係る番号単価 : 1電話番号当り 0.81784054円/月

この番号単価により、令和4年1月以降の電話番号数に基づき、電気通信事業法第109条第1項及び第110条第2項の規定によりユニバーサルサービス制度に係る交付金、負担金の額を算定し、交付、徴収の所要の手続きを行うものであります。

2 交付金の額及び交付方法の認可申請について

各適格電気通信事業者（NTT東日本・西日本）の交付金の額及び交付方法について、以下の内容で認可申請を行いました（申請書の概要は別紙2のとおりです）。

（1）交付金の額の算定（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第1項

ア NTT東日本

$$\text{○ NTT東日本の交付金額} = \text{NTT東日本の補てん対象額} \\ - \text{NTT東日本の算定自己負担額}$$

イ NTT西日本

$$\text{○ NTT西日本の交付金額} = \text{NTT西日本の補てん対象額} \\ - \text{NTT西日本の算定自己負担額}$$

参考 NTT東日本・西日本の補てん対象額は、下表のとおりです。

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東西合計
加入電話に係る加入者回線(基本料) (算定規則第5条第1項第1号に係るもの)	1,867,263,830円	886,759,301円	2,754,023,131円
加入電話に係る緊急通報 (算定規則第5条第1項第2号に係るもの)	29,212,089円	18,837,183円	48,049,272円
第一種公衆電話に係るもの (算定規則第5条第1項第3号に係るもの)	2,111,894,018円	1,867,470,556円	3,979,364,574円
合計	4,008,369,937円	2,773,067,040円	6,781,436,977円

（2）交付方法

ア 交付手段

・ 交付金の交付は、銀行振込により行う。

イ 交付金額の通知

・ 令和4年4月から令和5年3月（いずれも予定）までの間、毎月、NTT東日本・西日本に対して、交付金額を通知する。

ウ 交付金の交付期限

・ 毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

エ 各月の交付金の計算方法

・ 各接続電気通信事業者等から徴収した各月の負担金の額から、以下の計算方法に従い、NTT東日本・西日本ごとの各月の交付金の額を計算する。

○令和4年4月から令和5年2月（いずれも予定）までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

＝各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

○認可申請書には、この他に令和5年3月（予定）に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金額の計算方法等についても記載している。

3 負担金の額及び徴収方法の認可申請について

負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法について、以下の内容で認可申請を行いました（申請書の概要は、[別紙3](#)のとおりです。）。

（1）負担金の額の算定（算定規則第27条第1項）

ア 各接続電気通信事業者等の負担金の額は、NTT東日本・西日本ごとに算定する。

イ 以下の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定する。

（ア）前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者

（イ）令和3年度において、当該電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している事業者

（2）各接続電気通信事業者等の負担金の額

平成18年総務省告示第429号に定める方法に従って算定するNTT東日本・西日本ごとの番号単価に、第27条第4項により総務大臣から通知される当該接続電気通信事業者等の各月末の算定対象電気通信番号の数をそれぞれ乗じて得た額とする。

（上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入、また、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数を算定対象電気通信番号の総数で除した値は、小数点以下7位未満を四捨五入）。

（3）その他負担金の算定に係る申請事項

その他の負担事業者の負担額が電気通信事業法施行令第2条に定める限度割合（3%）を超えることとなる場合の取り扱い、及び適格電気通信事業者が同じ規定に該当となった場合の取り扱いについて申請書に記載している。

（4）負担金の徴収方法及び納付期限

ア 負担金の納付手段

・負担金の納付は、銀行振込により行う。

イ 負担金額の通知

- ・負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。
 - ① 各月の負担金の額
 - ② 納付期限
 - ③ 納付する口座名義・口座番号
- ・負担金額の通知については、令和4年1月から12月（いずれも予定）までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額を、それぞれ金額の確定する令和4年4月（予定）以降毎月行うこととする。

ウ 負担金の納付期限

- ・毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

エ 延滞金の納付

- ・納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

関連する内容につきまして、当協会のホームページにも掲載しております。

<https://www.tca.or.jp/universalservice/>

ユニバーサルサービス制度における番号単価の算定について

令和3年9月14日
一般社団法人 電気通信事業者協会
支援業務室

1. 令和2年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表（基礎的電気通信役務収支表）について

・令和2年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲230億円、NTT西日本で▲317億円の赤字（東西計で▲546億円）となっている。

○令和2年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

NTT東日本				NTT西日本		
	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
加入電話	155,550	176,533	▲20,982	155,293	185,606	▲30,312
基本料	155,550	176,387	▲20,836	155,293	185,518	▲30,224
緊急通報	—	145	▲145	—	87	▲87
第一種公衆電話	331	2,322	▲1,991	183	1,522	▲1,339
市内通信	330	2,317	▲1,986	182	1,517	▲1,334
離島特例通信	0	1	▲1	0	2	▲2
緊急通報	—	3	▲3	—	2	▲2
合計	155,882	178,855	▲22,973	155,477	187,128	▲31,651
(参考) 前年度	167,199	191,149	▲23,950	168,023	201,322	▲33,299
増減	▲11,317	▲12,293	+976	▲12,546	▲14,193	+1,647

2. ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補てん対象額の算定について

・LRICモデルに従って算定されたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づき、補てん対象額を算定。

①加入電話・基本料

<補てん対象額の算定方法>

「全国平均費用+標準偏差の2倍」(基準単価)をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額とする。<ベンチマーク方式>(算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算※)

(提供エリア全体の収益・原価〔億円〕)

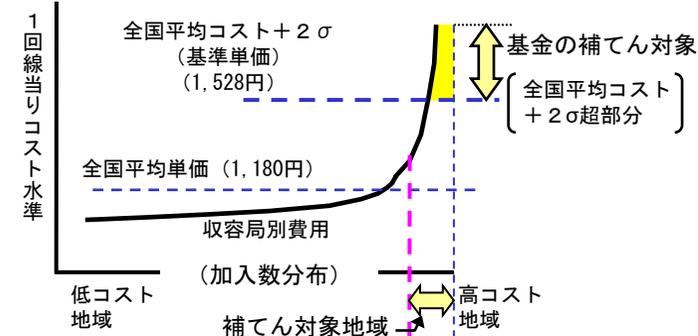
	収益	原価(報酬を含む)			赤字	(参考) 加入電話回線数※ (万回線)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	1,553	2,663	463	3,126	▲1,573	2,109
NTT西日本	1,547	2,633	468	3,101	▲1,554	2,289
合計	3,101	5,297	931	6,228	▲3,127	4,398
(参考)前年度	3,338	5,537	1,014	6,550	▲3,212	4,458
増減	▲237	▲240	▲83	▲323	+85	▲60

(補てん対象の高コストエリアの原価〔百万円〕)

	①補てん対象地域の 実績原価 (算定対象原価)	②対象回線数に 基準単価を乗じた額 (基準原価)	③基準単価を 下回る額	④基準原価を 上回る額 (=①-②+③)	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	31,506	33,415	3,777	1,867	182.3 <4.1%>
NTT西日本	6,697	6,083	273	887	33.2 <0.8%>
合計	38,203	39,499	4,050	2,754	215.5 <4.9%>

高コストから順に
4.9%を抽出

(参考)加入電話基本料の補てん対象額算定の仕組み



補てん対象額

②加入電話・緊急通報

<補てん対象額の算定方法>

基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考） 加入電話回線数 （万回線）
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	262	1	253	▲263	725
NTT西日本	—	140	0	140	▲140	734
合計	—	402	1	403	▲403	1,459
（参考）前年度	—	354	1	355	▲355	1,572
増減	—	+48	▲0	+48	▲48	▲113

（補てん対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕）

	補てん対象地域 に相当する原価	（参考） 加入電話回線数 （万回線）
NTT東日本	29	28.8 <2.0%>
NTT西日本	19	42.7 <2.9%>
合計	48	71.5 <4.9%>
（参考）前年度	41	77.0
増減	+7	▲5.5

補てん対象額

③第一種公衆電話(市内通信)

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	331	2,363	77	2,439	2,109	57,983
NTT西日本	183	2,027	19	2,046	1,863	50,672
合計	513	4,390	95	4,485	3,972	108,655
(参考)前年度	682	4,379	93	4,472	3,791	
増減	▲168	+11	+2	+13	+181	

補てん対象額

④第一種公衆電話(離島特例通信)

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	0	2	0	2	2	11,011
NTT西日本	0	4	0	4	3	2,599
合計	1	5	0	6	5	13,610
(参考)前年度	4	9	0	9	5	
増減	▲3	▲3	▲0	▲3	▲0	

補てん対象額

⑤ 第一種公衆電話・緊急通報

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価 (報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数 (台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	2	0	2	2	57,983
NTT西日本	—	1	0	1	1	50,672
合計	—	3	0	3	3	108,655
(参考) 前年度	—	2	0	2	2	
増減	—	+1	▲0	+1	+1	

補てん対象額

3. 補てん対象額と番号単価

・補てん対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定。

○補てん対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合 計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	
NTT東日本	1,867百万円	29百万円	2,109百万円	2百万円	2百万円	4,008百万円
NTT西日本	887百万円	19百万円	1,863百万円	3百万円	1百万円	2,773百万円
東西計	2,754百万円	48百万円	3,972百万円	5百万円	3百万円	6,781百万円
(参考) 前年度	2,822百万円	41百万円	3,791百万円	5百万円	2百万円	6,662百万円
増 減	▲68百万円	+7百万円	+181百万円	▲0百万円	+1百万円	+120百万円

○支援業務費

(令和3年予算額：予算額 53百万円 - 前期繰越額 13百万円)

40百万円

(令和2年予算額：44百万円)

○予測前年度過不足額

1,528百万円

○番号単価

(合算) 番号単価 = $\frac{\text{補てん対象額 (6,781百万円)} + \text{支援業務費 (40百万円)} - \text{予測前年度過不足額 (1,528百万円)}}{\text{令和4年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 (2,978百万番号)}} = 1.777488048 \text{円/月・番号}$



(合算) 番号単価

2円/月・番号
 (うち、東日本分：1.18215946円
 西日本分：0.81784054円)

<前年度(7月～12月)>
 3円/番号・月
 NTT東日本分：1.77114585円
 NTT西日本分：1.22885415円

(注)・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
 ・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補てん対象額の割合で案分

交付金の額及び交付方法認可申請書

TCA支 — 304
令和3年9月14日総務大臣
武田 良太 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
 興信ビル2F
いっばんしやだんほうじんでんきつうしんじぎょうしやきようかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう たかはし まこと
 会長 高橋 誠

電気通信事業法第109条第1項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$= Ce - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot En / Mn - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

〔=6,781,436,977円〕

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,008,369,937円〕

Sは、支援業務費の額〔=40,183,983円〕

nは、最終算定月〔=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

tは、各月（令和4年1月予定～最終算定月）

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Enは、n月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 4 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和 4 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.18215946 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和 3 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和 3 年 1 月～前年度の最終算定月)

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet' は、 t' 月の番号単価 [令和 3 年 1 月～令和 3 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.78484228 円/月・番号、令和 3 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.77114585 円/月・番号]

Pen' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,661,591,391 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,963,296,648 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=44,908,007 円]

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$= Cw - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Wn / Mn - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn')$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,781,436,977円]

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,773,067,040円]

S は、支援業務費の額 [=40,183,983円]

n は、最終算定月 [=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月(令和4年1月予定～最終算定月)

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn は、 n 月(最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Mn は、 n 月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和4年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [令和4年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.81784054円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和3年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月(令和3年1月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和3年1月～令和3年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.21515772円/月・番号、令和3年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.2285415円/月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,661,591,391円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,698,294,743円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=44,908,007円〕

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和3年12月）から変更となる場合、 t において「令和4年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 交付金額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

(4) 各月の交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

＝ 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right) \\ \text{を補てん対象額の割合で案分した額}$$

②最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

＝ (負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額 － 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額)

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right) \\ \text{を補てん対象額の割合で案分した額}$$

ただし、各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

算定規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により交付金の額を算定し、交付金を交付することとする。

負担金の額及び徴収方法認可申請書

TCA支 — 305
令和3年9月14日総務大臣
武田 良太 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
 興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう たかはし まこと
 会長 高橋 誠

電気通信事業法第110条第2項の規定により、負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

- ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
- ② 令和3年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下、「算定規則」という。）別表第11に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

東日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \\
 &\quad \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn \\
 &\quad + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'
 \end{aligned}$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
 [=6,781,436,977円]

C_e は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,008,369,937円〕

S は、支援業務費の額〔=40,183,983円〕

n は、最終算定月〔=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ〕

t は、各月（令和4年1月予定～最終算定月）

E_t は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ F_t までの整数値をとる）

N_t は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ N_t は、 N_{1t} , N_{2t} , …, $N_{F_t t}$ のうちの対応する値）

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ N_n は、 N_{1n} , N_{2n} , …, $N_{F_t n}$ のうちの対応する値）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{et} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和4年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和4年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.18215946円/月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=令和3年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和3年1月～前年度の最終算定月）

$E_{t'}$ は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$E_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $N_{n'}$ は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, …, $N_{F_{t'n'}}$ のうちの対応する値）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{et'}$ は、 t' 月の番号単価〔令和3年1月～令和3年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.78484228円/月・番号、令和3年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.77114585円/月・番号〕

$P_{en'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_e は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=C_e' + S' \cdot C_e' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{et'} \cdot N_{it'}]) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{et'} \cdot E_{t'}]]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,661,591,391円]

C_e' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,963,296,648円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=44,908,007円]

西日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot N_t] + \{ C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}]) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \sum_{i=1}^{F_t} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_n'] - (P_{wn'} \cdot W_n' - Z_w \cdot W_n' / M_n') \} \cdot N_n / M_n + P_{wn'} \cdot N_n' - Z_w \cdot N_n' / M_n'$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,781,436,977円]

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,773,067,040円]

S は、支援業務費の額 [=40,183,983円]

n は、最終算定月 (=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (令和4年1月予定～最終算定月)

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ F_t までの整数値をとる)

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (N_t は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる)

M_n は、 n 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (M_n は、 M_{1n} , M_{2n} , ..., $M_{F_t n}$ のうちの対応する値)

M_n は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

P_{wt} は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。ま

た、原則として令和4年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)〔令和4年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.81784054円/月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=令和3年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月(令和3年1月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和3年1月～令和3年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.21515772円/月・番号、令和3年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.22885415円/月・番号〕

Pwn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,661,591,391円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,698,294,743円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=44,908,007円〕

※ 各接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)の負担金の総額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合(3%)を乗じて得た額とする(整数未満の端数は四捨五入)。

※ 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額(以下「負担金等の額」という。)の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に

占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和3年12月）から変更となる場合、tにおいて「令和4年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

(2) 負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

① 各接続電気通信事業者等の負担金の額

② 負担金の納付期限

③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるも

のとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

算定規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により負担金の額を算定し、負担金を徴収することとする。